

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 24 日

(令和 6 年度決算)

(教育委員会・企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第6回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和7年10月24日(金曜日)

午前9時59分開議
午前11時21分休憩
午後0時58分開議
午後2時2分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和6年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第54号 令和6年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第55号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第56号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 高木健次
副委員長 中村亮彦
委員 前川收
委員 西聖一
委員 渕上陽一
委員 前田憲秀
委員 高島和男
委員 坂梨剛昭
委員 前田敬介
委員 南部隼平
委員 住永栄一郎
委員 斎藤陽子

委員 星野愛斗

欠席 委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越猪浩樹
教育理事 木山晋介
教育総務局長 加藤栄一
総括審議員
兼県立学校教育局長 重岡忠希
市町村教育局長 藤岡寛成
首席審議員
兼教育政策課長 岸良優太
学校人事課長 清塘文夫
文化課長 永田清道
施設課長 河野秀明
高校教育課長 横川修
特別支援教育課長 西坂紀彦
学校安全・安心推進課長 大塚一幸
体育保健課長 濱本昌宏
義務教育課長 梅本和高
首席審議員
兼社会教育課長 福永公彦
人権同和教育課長 角田賢治

企業局

局長 久原美樹子
首席審議員
兼総務経営課長 馬場幸一
工務課長 福本政洋
発電総合管理所長 永本敬一

病院局

病院事業管理者
職務代理者 鍋本亮太
院長 西良知
総務経営課長 米田健人
審議員兼看護部長 平田孝治

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 中 真 治
会計課長 小 夏 香

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 小 原 雅 之
局 長 井 藤 和 哉
監査監 天 野 誠 史
監査監 二 宮 守

事務局職員出席者

議事課主幹 太 田 弘 巳
議事課参事 中 野 千 春
議事課主事 井 島 美 幸

午前9時59分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に教育委員会の審査を行い、午後から企業局及び病院局の審査を行うこととしております。

これより、教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、越猪教育長。

○越猪教育長 皆様、おはようございます。

令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策を推進していく上で改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、1点目は、決算特別委員会委員長報

告第4の共通事項「1 未収金対策について、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、引き続き適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、外部機関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ること。」という御指摘でございます。

教育委員会では、奨学資金等の未収金につきましては、滞納発生後、速やかに電話催告や個別訪問による徴収などの対策を講じています。

また、経済的困窮者が安心して教育を受けることができるという制度の趣旨にのっとり、生活状況等を十分把握した上で、個々の事情を考慮した徴収手続を行っています。

一方、電話や個別訪問を行っても連絡が取れず、文書による催告に対しても反応がない滞納者に対しては、法的な措置を含めて、厳正な対応を取らざるを得ないケースもあります。

今後とも、制度の持続的な実施に向けて、職員の負担軽減をはじめ、適正な債権管理と粘り強い徴収対策を進めてまいります。

2点目は、第4の共通事項「2 車検切れの公用車の使用は、大変な事態である。今回は土木部の事例であるが、このことは県庁全体でも起こりうるので、県庁全体で再発防止となるような管理方法を考えること。」という指摘でございます。

教育委員会では、車検切れによる使用を未然に防止するため、ダッシュボードやキーホールダーなど、目立つところに車検の有効期限を記載したシールを貼り付けて、公用車を使用する職員の注意を喚起し、意識させることとしました。

加えて、毎年、各所属から車検証の写しを提出させるなど、再発防止に向けた取組を徹底することとしています。

引き続き、適正な管理に努めてまいります。

続きまして、令和6年度の熊本県一般会計

及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和6年度歳入歳出決算統括表を御覧願います。

歳入につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額325億3,578万円余に対しまして、収入済額367億6,273万円余、不納欠損額940万円余でございます。

不納欠損額は、主に収入未済となっていた雑入及び育英資金等貸付金で、令和6年度に時効との援用があつたものでございます。

また、収入未済額は2億4,274万円余となっており、主なものは育英資金貸付金の返還金となっております。

なお、予算現額と収入済額との比較42億2,695万円余は、主に育英資金貸付金の返還金が増加したことに伴う収入済額が増加したことによるものです。

続きまして、歳出につきましては、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,397億9,767万円余に対しまして、支出済額1,337億7,936万円余、翌年度繰越額28億2,412万円余でございます。

翌年度への繰越しの主なものとしましては、県立学校の施設整備事業における工事の不調不落及び建設資材の納入等に時間を要したことや学校運営に配慮した工期工程の調整に時間を要したことなどにより、年度内執行が困難となり、やむを得ず令和7年度に繰り越したものでございます。現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は31億9,417万円余となっており、その主な理由は事業実施後の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

以上が教育委員会関係の令和6年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ

いたします。

○岸良教育政策課長 教育政策課でございます。御説明させていただきます。

まず、監査結果でございますが、教育委員会におきましては、定期監査における指摘事項はございません。

それでは、教育政策課の決算状況について御説明します。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

財産収入のうち、家屋貸付料につきましては、収入未済額1万8,000円を計上しております。

また、3ページ、諸収入のうち、雑入につきましては、489万4,000円を計上しております。

それらの詳細は、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明します。

4ページをお願いします。

事務局費でございますが、課及び室の運営費、熊本県教育情報化推進事業等に係る経費でございます。

熊本県教育情報化推進事業に係る県立学校のICT教育環境整備の入札に伴う執行残、赴任旅費執行残、庁舎光熱水費等の執行残でございます。

次の5ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅関連工事の入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

資料12ページでございます。

令和6年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

財産収入でございますが、収入未済額の1

万8,000円は、職員住宅家賃の滞納によるものでございます。

債務者は、令和5年7月8日に退職した県立高校のALT、外国語指導助手でございます。

学校が、同年7月24日の家賃引き落としがあるまでに口座に入金しておくように説明をし、本人も了承していたにもかかわらず、資金不足による口座振替不能となり、本人は県外へ移住しました。在籍していた学校や教育委員会事務局からも債務者へ督促していましたが、返事がない状況でございます。現在、転居先住民票を取得し、書留郵便等で督促しているところでございます。

今後も、引き続き粘り強く督促するとともに、差押え等法的手続を検討しています。

次に、不納欠損について御説明します。

附属資料21ページの令和6年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

収入未済だった恩給扶助料過払金489万4,000円について、令和6年5月に不納欠損処分をしたものです。

事案は、母親の恩給扶助料を生活費に充てながら同居していた子が、重度の精神疾患のため母親の死亡を理解できず、死亡届等の提出もなかったため、確認が遅れ、過払い金が生じていたものです。

令和6年4月17日をもって消滅時効期限が経過したため、同年5月10日に不納欠損処分を行いました。

教育政策課は以上でございます。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明します。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校

入学金でございます。

このうち、県立学校授業料につきましては、予算現額と収入済額に1,858万円余の差が生じておりますが、これは、学校授業料の減免対象者数が見込みより少なくなったことによる増でございます。

次に、国庫支出金でございますが、これから8ページまでございます。

主なものとしましては、高等学校等就学支援負担金や義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、7ページ上段の高等学校等就学支援負担金につきましては、予算現額と収入済額に3,741万円余の差が生じておりますが、これは、就学支援金の支給対象者数が見込みより少なくなったことによる減でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、主なものとしましては、学校給食費等収入や実習生産物売払い収入でございます。

このうち、8ページ最下段の学校給食費等収入でございますが、予算現額と収入済額に3,726万円余の差が生じておりますが、これは、欠席等により特別支援学校や定時制高校での給食喫食者数が減ったことによる減でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

最下段、諸収入の雑入でございますが、予算現額と収入済額に1,527万円余の差が生じておりますが、これは、県立学校の売店設置等に伴う電気料金増収や過年度の給与返還等による増でございます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の10ページをお願いいたします。

教育総務費の事務局費、教職員人事費及び教育センター費でございますが、主に教育委員会事務局職員の職員給与や退職手当等に係る経費でございます。

教職員人事費の不用額の主な内容でござい

ますが、教職員退職手当や就学支援金交付等事業をはじめとする13の事業の執行残でございます。

このうち、教職員退職手当につきましては、過去5年の実績を基に、所要額を2月補正で措置していただいたところでございますが、自己都合や死亡等での退職数が見込みより少なかったことによりなっております。

次に、11ページの小学校費及び中学校費の教職員費、12ページの高等学校費の高等学校総務費でございますが、主に教職員の人事費でございます。

不用額の主な内容は、いずれも人事費等の執行残でございます。

教職員の給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児休業の変更、共済費の負担率の改定等に伴い、執行残が生じたものでございます。

次に、12ページ、最下段の全日制高等学校管理費、13ページ上段の定時制高等学校管理費及び通信教育費でございますが、これは主に、高等学校の光熱費や事務経費、学校の管理運営に係る経費並びに教職員の旅費でございます。

不用額の主な内容は、いずれも各学校において光熱費や事務経費の削減に努めていることによる執行残でございます。

次に、13ページ最下段の特別支援学校費でございますが、主に特別支援学校の教職員人件費及び学校の管理運営費等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、こちらも教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減等による執行残でございます。

続きまして、附属資料のほうをお願いいたします。

附属資料1ページの令和6年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

県立学校の原油価格物価高騰対応事業でございますが、これは、特別支援学校や定時制高校の給食費につきまして、物価高騰の影響による食材調達費の上昇に対し、保護者の経済的負担を軽減するための食料費補助に対する経費でございます。

国の経済対策による交付金を活用した2月補正事業であり、年度内執行が困難となつたため、繰り越したものでございます。

ちなみに、現在の進捗率は41%となっております。

学校人事課は以上でございます。

○永田文化課長 文化課でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の14ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、17ページをお願いします。

諸収入でございますが、主なものとしましては、国の発掘調査受託事業に係る経費で、予算現額と収入済額の差1億1,234万4,000円は、事業費の確定による減でございます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の18ページをお願いします。

まず、教育費のうちの文化費でございますが、主な事業の概要は、埋蔵文化財発掘調査(受託)、県立美術館分館指定管理費用、県立装飾古墳館及び歴史公園鞠智城の管理運営費等でございます。

不用額の主な理由は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

美術館費でございますが、主な事業の概要は、県立美術館本館の管理運営費や展示会等を行う細川コレクション永青文庫推進事業に係る経費等でございます。

不用額の主な理由は、入札及び経費削減に伴う執行残でございます。

次に、19ページをお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、主な

事業の概要は、熊本地震及び令和2年7月豪雨の文化財災害復旧事業でございます。

不用額の主な理由は、事業費の確定による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

2ページの令和6年度繰越事業調べをお願いします。

明許繰越しでございます。

1段目の埋蔵文化財発掘調査費ほか3件ですが、繰越しの理由は、国の用地買収の遅延、工法の変更、資材の調達等に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、全て令和8年3月には完了する見込みでございます。

文化課は以上でございます。

○河野施設課長 施設課長でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の20ページをお願いします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

国庫補助金についてですが、予算現額から収入済額の差額が生じた主な理由は、事業繰越しによるものでございます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の22ページをお願いします。

全日制高等学校管理費でございますが、これは、県立高等学校施設の修繕や点検などの維持管理に要した経費でございます。

次に、学校建設費でございますが、これは、熊本工業高校ほか県立高等学校50校の施設整備等に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、熊本工業高校実習棟改築工事の不落による事業期間の見直し等による執行残でございます。

次に、23ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、これは、球磨支援学校ほか特別支援学校20校の施設整

備及び修繕管理等に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明します。

附属資料の3ページをお願いします。

令和6年度繰越事業調べの明許繰越しでございます。

まず、1段目の校舎新・増改築事業でございますが、これは、熊本工業高校の既存校舎解体、駐輪場移設工事に係る経費を繰り越しております。

次に、2段目以降の県立高等学校施設整備事業でございますが、6ページにかけまして、済々黌高校ほか14校の長寿命化改修工事等に係る経費を繰り越しております。

6ページをお願いします。

特別支援学校施設整備事業でございますが、熊本聴学校ほか4校の長寿命化改修工事等に係る経費を繰り越しております。

次に、7ページをお願いします。

特別支援教育環境整備事業でございますが、大津支援学校の実習棟ほか、増改築工事等に係る経費を繰り越しております。

これらの繰越しを行った事業の主な理由としては、現地調査や設計内容の精査、学校運営に配慮した工期工程の調整に時間を要したこと、国の補正予算に伴う事業について、国からの交付決定が令和7年3月になったこと等により、年度内執行が困難になり、繰り越したものでございます。

なお、これらの工事は、年度内に完了する見込みとなっております。

最後に、26ページをお願いします。

令和6年度県有財産処分一覧表でございます。

これは、旧河浦高校の校長宿舎について、入札により売却したものでございます。

施設課は以上でございます。

○横川高校教育課長 高校教育課でございます。

一般会計熊本県高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

説明資料の24ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入について御説明します。

一般会計の歳入につきましては、不納欠損額はございません。

27ページをお願いします。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金の収入未済額ですが、これは、定時制通信制修学奨励資金について、一部の貸与者が滞納したため、98万5,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、一般会計の歳出について御説明します。

28ページをお願いいたします。

教育総務費のうち、事務局費でございますが、これは、新設高等学校等教育環境整備事業、県立高校魅力化きらめきプラン等に係る経費でございます。

不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、29ページの教育指導費でございますが、これは、高等学校等通学支援事業（7月対応分）等に係る経費でございます。

不用額は、主に、高等学校等通学支援事業（7月対応分）の対象補助が見込みより少なかったことや、高等学校DX加速化推進事業において、国からの採択校が減じたことによる執行残でございます。

次に、30ページ中段の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これは、高等学校入学者選抜学力検査に係る経費でございます。

不用額は、入札に伴う執行残でございます。

次に、教育振興費でございますが、これは主に、高等学校産業教育設備整備や奨学のための給付金事業に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

31ページをお願いします。

次に、学校建設費でございますが、これは、高森高校環境整備事業に係る経費でございます。

不用額は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、諸支出金の繰出金でございますが、県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金でございます。

不用額は、水産高等学校実習の経費節減に伴う執行残でございます。

続いて、説明資料の32ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

高等学校費の農業高等学校費でございますが、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、主に農業高等学校実習に伴う事業実施後の執行残でございます。

次に、水産高等学校費でございますが、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習及び運営に要した経費でございます。

不用額は、主に水産高等学校実習に伴う事業実施後の執行残でございます。

次に、35ページをお願いいたします。
熊本県育英資金等貸与特別会計でございま
す。

まず、歳入について御説明いたします。

財産収入、繰越金については、不納欠損額
及び収入未済額はございません。

諸収入については、育英資金等貸付金の償
還金でございます。

償還元金と延滞利息等を合わせまして、
403万9,000円の不納欠損額と2億1,967万
7,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、後ほど附
属資料で改めて御説明させていただきます。

次に、37ページの歳出について御説明いた
します。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者へ
の貸付金や事務費でございます。

不用額が生じた理由は、主に育英資金貸付
金の貸与対象者が見込みより少なかったこと
による執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いた
します。

附属資料8ページの令和6年度繰越事業調
べをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

高等学校DX加速化推進事業でございます
が、これは、令和7年2月補正で計上した國
の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行
が困難であるため、繰り越したものでござい
ます。

次に、高森高校環境整備事業でございます
が、これは、学校運営に配慮した工期工程の
調整等に時間を要し、年度内の執行が困難と
なったため、繰り越したものでございます。

なお、10月末には完了する見込みです。

次に、14ページの令和6年度収入未済に關
する調べをお願いいたします。

定時制通信制修学奨励資金の収入未済でござ
ります。

まず、1の歳入決算の状況の備考欄に記載

のとおり、貸与者の返還金の滞納による収入
未済でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3か
年の推移の右側の計の欄に記載のとおりで、
令和6年度末で98万5,000円となっておりま
す。内訳につきましては、3の収入未済額の
状況のとおりでございます。

未収金対策につきましては、4に記載して
おりますとおり、滞納者に対しまして電話や
個別訪問による督促を行うとともに、新たな
未収金を発生させないよう、学校を通じて返
還の必要性について周知を図ってきたところ
でございます。

次に、15ページをお願いします。

育英資金の収入未済でございます。

まず、1の歳入決算の状況の左側を御覧く
ださい。

内訳は、元金、延滞利息、予算外分及び年
度後返納となっております。

予算外分とは、支払い督促申立てや強制執
行を行った際の裁判所手数料などの法定費用
でございます。

年度後返納とは、退学等により単位を受ける
資格がなくなったことが後日判明し、過払い
になった分について、翌年度以降に返納があ
ったものでございます。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移
の右側の計の欄を御覧ください。

令和6年度の収入未済額は、2億1,967万
7,000円となっております。内訳は、次の16
ページの3の収入未済額の状況のとおりでござ
ります。

延滞件数は、表の右側に記載のとおり、元
金1,214件、延滞利息1,076件、法定費用3
件、年度後返納7件で、元金、延滞利息とも
に滞納しているケースが大半となっているた
め、合計は1,346件となっております。

続いて、4に令和6年度の未収金対策の取
組をまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制

度の存続に関わる深刻な課題であることから、1の回収業務におきましては、早期催告の徹底、滞納者の状況確認及び財産調査の徹底、新規返還開始者への周知徹底により、未収金回収に努めております。

次に、2の法的措置の取組につきましては、文書、電話及び臨戸による催促にも応じず、本人や連帯保証人の状況が把握できない長期滞納者に対して法的措置を行うこととしておりますが、令和6年度は、令和5年度に引き続き実施しております。

また、3の不納欠損の実施とともに、4の奨学生の返還意識の醸成により、奨学金を受給する奨学生としての自覚を促すための取組を行っているところでございます。

次に、17ページを御覧ください。

育英資金の平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移をまとめた資料でございます。

左側の欄の未収金額等の推移表の右端の欄に収納率を記載しておりますが、これまで申し上げました取組の結果、令和6年度の収納率は80.8%でございます。依然収納率は80%台を維持しておりますが、未収金は前年に比べまして2,554万2,000円増加しております。

これは、昨今の物価上昇の影響により生活費が逼迫し、経済状況が悪化したこと、奨学金返済に回せない状況になっていること等が影響していると推測しております。

今後は、引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、新規滞納者に対する集中的な電話催促を実施し、過年度滞納分につきましては、長期滞納ケースに対する支払い督促申立てを実施して、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

次に、22ページをお願いします。

育英資金の不納欠損でございます。

令和6年度は、元金について、右側の欄の備考のとおり、9人に対する不納欠損を行いました。内訳としましては、時効の援用によるものが2人、本人死亡によるものが1人、

破産免責によるものが6人となっております。

続きまして、23ページの延滞利息につきましても、元金と同じ人物9人に対しまして、同じ理由により不納欠損を行いました。

さらに、24ページの年度後返納につきまして、時効の援用により3人に対し不納欠損を行い、そのうち1人は元金、延滞利息の不納欠損を行っております。

高校教育課は以上でございます。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の38ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

国庫支出金でございますが、主なものとしましては、医療的ケア看護職員配置事業に係る文部科学省の教育支援体制整備事業費補助等の国庫補助金でございます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の39ページをお願いします。

まず、教育指導費でございますが、これは主に、医療的ケア児等支援事業、発達障がい等支援事業、特別支援教育総合推進事業、多様な学びの場整備事業に係る経費でございます。

不用額が生じた理由の主な内容は、医療的ケア児等支援事業における人工呼吸器装着の対象児童生徒が予定より少なかったことによる委託料等の執行残でございます。

次に、40ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、これは、平成31年に開校しました熊本はばたき高等支援学校、令和3年度に開校しましたかもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校のほか、令和6年度に移転しました球磨支援学校の管理運営に係る経費でございます。

続きまして、附属資料について御説明しま

す。

9ページをお願いいたします。

明許繰越しでございます。

特別支援学校寄宿舎食費継続支援事業でございますが、これは、県立特別支援学校寄宿舎において、原油価格、物価高騰による食材調達に係る費用の上昇に伴う食費の値上げに対し、保護者の負担軽減を図る経費であり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した2月補正事業であり、年度内の執行が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

○大塚学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の41ページをお願いします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、スクールカウンセラー等配置事業費補助に係る国庫補助金でございます。

これは、いじめや不登校など悩みを抱える生徒や平成28年熊本地震発生に伴う児童生徒の心のケアに対応するため、専門的知識、技能を有する臨床心理士等の配置のために国から交付される補助金で、予算現額と収入済額に215万7,000円の差が生じておりますが、主にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職員手当及び旅費の事業実績額が予算現額に比して減少したものによるものでございます。

次に、42ページをお願いします。

諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございません。

収入未済額としまして、288万7,000円を計上しております。

これは、スクールカウンセラー報酬等返還金に係るものであり、詳細につきましては、

後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明します。

説明資料の43ページをお願いします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしましては、SC(スクールカウンセラー)活用事業及びSSW(スクールソーシャルワーカー)活用事業に係る経費でございます。

これらは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実や校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額を生じた主な理由は、いじめ防止対策推進事業においては、いじめ重大事態の発生に伴う調査が見込みより少なかったことによる執行残とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職員手当及び共済費等の執行残でございます。

次に、44ページをお願いします。

保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業に係る経費でございます。

これは、学校管理下で児童生徒等に事故災害が発生したときに、災害共済給付金を支払うものでございます。

不用額を生じた主な理由は、日本スポーツ振興センター事業においては、医療費等の支出額が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

また、学校安全総合支援事業においては、旅費等が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、附属資料について御説明をします。

附属資料の18ページの令和6年度収入未済に関する調べをお願いします。

2の収入未済額の過去3か年の推移の表を御覧ください。

左側の欄に記載のとおり、収入未済額は、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分

でございます。

右側の計の欄に記載のとおり、令和6年度末時点での収入未済額は288万7,000円となっております。

3の収入未済額の状況のとおり、現在、分割による納付を行っているところでございます。

次に、4の令和6年度の未収金対策を御覧ください。

上段の経緯に記載のとおり、本件は、県が平成12年に任用しましたスクールカウンセラーカー1人が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡って、支払った報酬等の返還を求めているものでございます。

平成16年12月に返還が確定し、一時は継続的に返還がされておりましたが、当人が健康不良等により安定した仕事に就労できなくなつたことなどから、返還が長期化しているところでございます。

下段の令和6年度の取組に記載のとおり、分納誓約書に基づき返還されているため、随時就労状況や健康状況を確認し、訪問、電話及び文書による督促を行っていたところでございます。

今後も引き続き、電話等により本人の生活状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

学校安全・安心推進課は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県営体育施設の使用料でございます。

次に、46ページからの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、スポーツ庁等の補助事業に係る歳入でございます。

次に、47ページの諸収入でございますが、これは、熊本市からの武道館管理運営に係る分担金及び公共施設予約システム運営に係る負担金や熊本県民総合運動公園及び藤崎台県営野球場に係るネーミングライツ命名権料のほか、スポーツ庁が民間に委託し、本県が採択を受けた地域運動部活動推進事業に係る経費でございます。

予算現額から収入済額の差額が生じた主な理由は、事業実施額の減及び事業繰越しによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いします。

まず、保健体育総務費でございますが、これは、学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置や県立学校における健康診断に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置において、学校医等の設置が減ったことによる執行残や、県立学校における健康診断において、職員の人間ドック受検等による健康診断受検者数が減ったことによる執行残等でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

体育振興費でございますが、これは、部活動指導員配置事業、子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業、競技スポーツ振興事業、くまもとワールドアスリート事業、国民スポーツ大会に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業において、国の委託額減額に伴う執行残や部活動指導員配置事業における人件費等の執行残等でございます。

次に、50ページの体育施設費でございますが、これは、熊本県民総合運動公園や県立総合体育館等の県営体育施設の管理運営費、県営体育施設整備に係る経費でございます。

不用額の内容は、県営体育施設の工事等の入札に伴う執行残や修繕費用等の執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料10ページ、令和6年度繰越事業調べをお願いいたします。

明許繰越しでございますが、子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業（経済対策）につきましては、国の経済対策による補正予算に伴う事業であり、年度内の執行が困難になったものでございます。

県営体育施設管理費につきましては、県民総合運動公園陸上競技場の天井改修工事において、工事着手時期に関する公園利用者との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

県営体育施設整備事業につきましては、県立総合体育館の音響設備改修工事に当たり、工法、工程及び仮設計画の検討に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、いずれの事業につきましても、本年度内の完了を見込んでおります。

体育保健課は以上でございます。

○梅本義務教育課長 義務教育課でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の51ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

国庫支出金でございますが、国庫補助金の主なものとしましては、教育支援体制整備事業費補助でございます。

これは、令和6年4月に夜間中学として開校した県立ゆうあい中学校の運営に係る経費や学力向上アドバイザー派遣事業等の補助金でございます。

予算現額との差額につきましては、国の経

済対策に伴う事業であるくまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業の次年度への繰越しによるものでございます。

52ページをお願いします。

雑入でございますが、一番下の段、県立ゆうあい中学校の経費の熊本市からの負担金やALTの研修会負担金等でございます。

予算現額との差額につきましては、国の経済対策に伴う事業である文化部活動の地域移行に向けた実証事業の次年度への繰越しによるものでございます。

次に、歳出について御説明します。

53ページをお願いします。

教育指導費の主な事業は、夜間中学校の運営や校舎等の施設設備整備を行う夜間中学整備事業、熊本県学力・学習状況調査等を実施する学力向上対策事業、水俣病に関する正しい理解を図るための県内の公立小学校の5年生を水俣に派遣する日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」、生徒の英語能力等の向上を図るALT活用促進事業、学級経営等に課題を抱える学校にアドバイザーを派遣する学級経営等支援事業でございます。

不用額の主な内容は、夜間中学整備事業の事業実施減及び入札に伴う執行残、ALT活用促進事業や学級経営等支援事業の事業実施減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明します。

附属資料11ページの令和6年度繰越事業調べをお願いします。

明許繰越しでございます。

文化部活動指導員配置支援事業とくまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業ですが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

いずれの事業につきましても、契約等の手続は済んでおりますので、年度内に事業完了

の見込みであります。

義務教育課は以上でございます。

○福永社会教育課長　社会教育課でございます。

まず、歳入について説明します。

説明資料の54ページをお願いします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、国庫支出金ですが、主なものとしまして、地域学校協働活動推進員などの配置を実施する市町村への補助事業に係る地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

予算現額と収入済額との差963万2,000円は、事業実績額の減及び国庫補助金の内示額の減によるものであります。

次に、55ページをお願いします。

繰入金ですが、子どもの読書環境整備基金の取崩しに伴う歳入となっています。

予算現額と収入済額との差1,220万3,000円は、ふるさとくまもと応援寄附基金繰入金からの充当額の増に伴い、子どもの読書環境整備基金からの取崩しを要しなくなったことから、当該基金充当額の減によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

56ページをお願いします。

社会教育総務費ですが、主なものとしましては、家庭教育支援、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に要する経費等に係る経費でございます。

不用額は、主に地域学校協働活動推進事業の実施に係る市町村事業の事業実績の残及び青少年教育施設の保全工事の入札に伴う執行残でございます。

図書館費ですが、熊本県立図書館、くまもと文学・歴史館及びこども本の森熊本の管理運営等に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残及び

会計年度任用職員人件費の執行残でございます。

社会教育課は以上でございます。

○角田人権同和教育課長　人権同和教育課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料57ページをお願いいたします。

諸収入については、全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係るものでございまして、47万3,000円の不納欠損を行い、1,919万円が収入未済となっております。

未収金対策及び不納欠損の詳細につきましては、後ほど附属資料にて御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費でございますが、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費でございますが、高等学校等奨学資金の返還事務に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、人権教育関係補助事業や人権教育促進事業に係る経費及び熊本県子ども人権フェスティバル事業に係る経費でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

19ページ、令和6年度収入未済に関する調べをお願いします。

1の歳入決算の状況の備考欄に記載しておりますように、項目節は異なりますが、この収入未済は全て地域改善対策高等学校等奨学資金に係る未収金でございます。

まずは、この地域改善対策高等学校等奨学資金の制度について御説明させていただきます。

この制度は、昭和44年の同和対策事業特別措置法に基づき、対象地域の子供たちを対象

に、高校や大学等への就学支援として給付から始まった制度でありまして、法律の改正に伴い、昭和58年から段階的に貸与へと切り替わったものでございます。

平成17年度で事業は終了しておりますので、県では、約2,000人に約28億円を貸与しております、現在は返還事務のみを行っているところでございます。

2の収入未済額の過去3か年の推移のとおり、収入未済額につきましては、年々減少しております。

続いて、20ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況であります。合計欄に記載のとおり、奨学資金返還金の未納者と中途退学による返納金の未納者を合わせて92人となり、その原因別内訳は表のとおりでございます。

なお、その他につきましては、破産手続による免責許可が確定しております案件等で、消滅時効の援用が行われている案件及び死亡案件につきましては不納欠損処理を、免責許可が確定しております案件につきましては、今後、保証債務の履行を求めていく予定であります。

4の令和6年度の未収金対策でありますが、1の現年度分の取組としましては、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を実施し、滞納発生後におきましては、未納者に対して督促状を発付するとともに、市町村担当者に声かけを依頼するなど、未納状態の早期解決に努めました。

過年度分の取組としましては、未収金対策特別対策として、県単独または関係市町村の担当者と合同で個別訪問を実施し、未納者世帯の生活状況等の把握と状況に応じた返還指導を行いました。また、夏と冬に未納者に対して一斉催告書を送付し、納付または連絡を促しました。

未収金総額につきましては、前年度末2,109万8,000円から1,919万円となり、190万

7,000円縮減することができました。

今後も引き続き、個々の生活状況等を確認しながら、それぞれの状況に即した丁寧な対応で未収金回収に努めてまいります。

次に、25ページ、令和6年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

この不納欠損も、地域改善対策高等学校等奨学金の未収金に係るものでございます。

本奨学金には、返還債務の一部または全額免除の規定が設けられており、昨年度は、奨学生本人の死亡による全部免除案件が2件ありました。債務の全部免除に伴い、県の債権が消滅したため、不納欠損に至ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。

○高木健次委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、1ページの歳入歳出決算総括表を見ていただければと思いますけれども、収入未済、それから不納欠損がございます。もちろん収入未済を減らすことが不納欠損を減らすことだというふうに思っておりますので、毎年鋭意取り組んでいただいているとは思いますけれども、900万円を超える不納欠損が生じており、後ほどまた述べますけれども、主に奨学金制度等々による部分かなというふうに思いながら、細かくはまだばらばら分かれているとは思いますけれども、そう感じているところでございます。極力それを減らしていく努力をしっかりと継続していただきたいと思います。

一方で、歳出のほうの不用額が31億9,400万円ということで、私から見れば大きな額に見えておりまして、これも、不用額の理由は

様々ありますけれども、主に執行残という部分が多かったかなというふうに思っています。

このことも、やっぱりしっかりと減らしてもらいたいなと思っていまして、予算編成の中にはあって、少し余裕を持ちながら予算編成をし、確定したら不用が出たというやり方が、まあ安心ちや安心かもしれません。しかし、当初予算からこの不用を減らすことによって少し新しい予算の捻出、組まないとよその部に持っていくかれるということじゃなくて、教育委員会の中にあってこの不用を減らすことによって、本当は必要な経費があって、そこに充てたいんだけども、充てられないというんですかね、余裕がないという部分を、自ら不用をしっかりと減らすということに取り組む努力の中で、新たな事業に入っていける、やっていける、そういうチャンスが生まれるんじゃないかなと思いますし、そうしてもらいたいなというふうにも思っております。

私は、いつも、これは各部にも言っていますけれども、待ち受け予算でもしも不測の事態が生じたというときには、きっちと補正予算を県議会のほうに御相談いただいて、必要な経費については補正を取るということは別に悪いことじゃなくて、補正予算を組みたくないから取りあえず大きくしとくというやり方よりはいいんじゃないかなというふうに思っていますので、まず第1点、その点についてしっかりとお考えをしていただければありがたいなというふうに思っております。

それで、不納欠損のほうの話なんですけれども、奨学金制度、それぞれの奨学金制度がって、奨学金をしっかりと使っていただけるようにやっていきたいというお話でありました。

実態的に見れば——これは別表でしたかね。表があって、年次ごとに奨学金の総額が増えてきているということで、令和2年がピークだったかな。奨学金が——これは、附属

資料の17ページでありますけれども、調定額が14億924万円、令和2年ですね。17ページの左の表で、最も調定が大きかった額がこの令和2年ということであって、そして、令和6年は、調定額は少し下がっているけれども、未収が増えているという説明でございました。令和6年は、未収額が2億1,900万円になっているというお話をございました。

つまり、ニーズはずっと継続的に続いているんだろうと思っていますし、このニーズの部分で一番大きかったのが令和2年ということだろうと思います。

それから、未収が増えているというのは、やっぱり景気の動向等々にも左右されながら、非常に厳しい環境にあるから未収金が増えているということだと思います。

高校教育課のこの資料のほうが分かりやすいのでお話ししたいと思いませんけれども、基本的に育英資金というものをしっかりと活用いただくということは、大事なことだというふうに思っていますし、知事の政策の中でも、教育、未来に羽ばたく子供たちのためにという話がございます。

それで、いわゆる返済義務が必要な、返済をしなければならない育英資金というのが今こうやっているわけでありますが、一方で、今話題になっているというかな、こういったお話が出ているのが、もう返さなくていいような育英資金的なものですね、修学資金的なものを考えられないだろうかという議論もあります。

なかなかこれは簡単な話じゃなくて、既にこういう制度で取り組んでいる以上は、併用していくのも非常に難しいかなというふうには思いますけれども、教育委員会の考え方として、この育英資金はしっかりと活用いただきたいという思いはあるんでしょうというふうに思いますが、将来にわたってこの育英資金がどう動いていくのかということを、何か見通し的なものを、もしくは希望的なもの

をお持ちであれば、ちょっとお話を聞かせていただければというふうに思います。

それから、最後に体育保健課。歳出の49ページ、体育振興費でありますけれども、ここにも不用額が9,000万円というのが出ております。

様々体育振興のために予算を使っていただいて、御努力をいただいていることについては、非常にありがとうございます、ですが、体育振興の全体的なトーンで言えば、今年が県民体育祭が持ち回りで行われる最後の年がありました。なかなか来年度からはもう持ち回りはできない、市町村のほうも厳しいということでありまして、市町村の予算が厳しいというのが一番大きな原因であります。

一方で、去年の国民スポーツですね。スポーツ大会は、久しぶりに天皇杯20位以内というものをやっていただきました。今年は、残念ながら20位に行けなかったというふうに思いますが、スポーツと予算というのは、やっぱり相関性があるというふうに私は思っています。

それで、昨年の予算の中で、どういうものが特筆でその20位以内が、まあぴたつとはまるわけじゃないけれども、やっぱり相関しているという状況があろうかと思いますが、その予算の特徴的な部分についてお話をいただければと思いますし、今年度の予算との変化があれば、その成績との相関という意味で説明をいただければありがたいなというふうに思っています。

基本的には、県のスポーツ協会の皆さん方も、行政の資金のみならず、民間の皆さん方にも寄附をお願いしながら、本当に頑張って集めてやっているという状況にあります。

他県で聞くと、ほとんどやっぱり行政経費、県の経費で賄っているスポーツ協会のほうが多いという中につけて、熊本は、一般的な寄附まで集めて頑張っているわけでありますから、ここは、不用額9,000万円出ていると

いうことがとても気になるというのが私の感想でありますので、説明をお願いしたいと思います。

○横川高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、育英資金等のことにつきましてですが、経済的に困窮する家庭の子供たちの学びの保障ということにつきましては、しっかりと守っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

現在、この育英資金の利用者につきましては、大きな流れとしましては、平成30年ぐらいから減少傾向ではあるんですが、極端な動きにはなっておりません。毎年度、400を超えるような新規の申請、該当の生徒がいる状況でございます。

一方で、例えば定時制、通信制に通います生徒を対象としました修学奨励事業につきましても、確かに、かつてのように勤労学生ということを前提としているような状況に変化はありますものの、一定の必要性というものが今後も続くというふうに考えております。

生徒数の減でありますとか、様々なその他の制度設計の充実等によりまして、確かにその必要性というものが問われるというようなことも今後出てくるかもしれません、当面はこの制度をしっかりと守っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課でございます。

体育振興費の不用額のことについての説明をさせていただきます。

49ページでございますが、そこにあります9,000万円の不用額が生じました主な要因としましては、右の備考欄にあります子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業、これが主な要因でございまして、これは国から補助金を

いただいての事業でございます。

これで7,256万8,000円、ここに不用額書いてありますけれども、主に、市町村からの意向調査を行いまして、地域移行をする国の実証事業というものがございます。それで、市町村からのこれを、国の補助金を使うかどうかの意向調査をしまして、少し多めに確かに取りまして、実際に使ったのが3,300万程度でございましたので、国のお金としましては、6,600万ぐらいを不用にして、国のお金を使わなかつたということで、この差額が大きくなっているような状況でございます。

県民体育祭にこれからまた予算が必要になってくるという委員の御指摘でございますけれども、現在、県スポーツ協会と県教育委員会、来年度から開催地市町村が主催から外れますので、ただ、今、市長会、町村会とも調整を行っておりまして、市長会、町村会からの負担金についても今検討をしていただいておりまして、前向きなところで現在準備を進めているところでございますので、新たな県民体育祭に向けて、今やっている県民体育祭と同等の大会が開催できるように、我々も調整していきたいというふうに思っております。

あと、国スポの順位でございますけれども、昨年20位から今年度は天皇杯27位と、若干順位を下げましたが、昨年度は、九州地区、佐賀県での開催でございまして、当然、九州地区での開催でしたので、九州地区のブロック開催で本団体への出場権がいつもよりも多かったこと、それと佐賀県という近い移動距離で選手の負担が少なかつたこと、そういうものがかなり要因だと思っております。

今年度滋賀県で行われましたものにつきましては、やはり移動距離が多かったもの等について、若干順位を下げましたが、我々が想定していたものよりも、とても各競技団体頑張っていただいたものと思っております。

当然、委員が言われたとおり、お金と大都市圏の人口による相関関係は、これまでも、各研究結果を見ると、相関関係があるというふうに出ております。ただ、我々としても、いただいたお金でどれだけそれを有効に活用するかというところで、我々として今まで取り組んできたのは、少年女子に対して、各競技団体から強化したいというところがありまして、そこに重点を置いて強化費を、各競技団体とヒアリングを行って、そこにお金をしっかりつけてきました。

そうしたことによって、最近、少年女子の結果がぐんと伸びてきて、特に、ローリングとかカヌーあたりが最近伸びてきまして、ワールドアスリートでも、菊池高校の寺田選手あたりが、この辺りも貢献していただきまして、かなり上位に上がってきているというふうな結果でございます。

来年度は青森開催ということで、少しまだ移動距離が遠くなりますので、かなり選手の負担が見込まれますけれども、ぜひ、各競技団体、県スポーツ協会と連携をしながら、さらに成績が上がりますように、スポーツ振興にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前川收委員 まず、奨学金の話ですけれども、高校授業料無償化というものが多分来年度からというお話になっておりますから、無償化の家庭が、範囲をどこまで、全部無償になるのかどうかはちょっとよく分かりませんけれども、その無償化になっていくことの前提と奨学金との関係ですよね。

これは、やっぱり一定整理しておかなければいけない部分かなと思っていまして、教育費は要らないけれども、奨学金を出すというお話になるわけですから、ここはやっぱりきちんと整理をしていただきたいというふうに思います。何かお考えがあれば言ってください

い。

それから、体育保健課につきましても、不用額の主なものは、国の委託事業をたくさん取っていたけれども、事業はできなかつた、できなかつたじやなくやれなかつた、希望がなかつたということだとは思いますが、にしても大きい返還である——これは国に戻したんでしょうねけれども、不用が大きいなというふうに思っています。

日々、このスポーツ関係の団体も努力をしていただきながら頑張っているわけありますので、ぜひ、去年が20位だった理由の中には、私は、今年——このときの予算がよくて、今年は少し予算が減ったのかなというような思いも少しありました、不用が大きく見えておりましたから。まあ、そうではないのかというふうには思いますが、いずれにしても、課長もお認めいただきましたが、やっぱり予算との相関というのは、否めない部分であると思います。

一生懸命頑張っているアスリートを、しっかりと育てて、支えていくという観点をしっかりと持ちながら、これからも頑張ってもらえばと思います。よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 私も、不用額について1点お尋ねしたいと思います。

資料の10ページ、学校人事課です。

教職員人事費の中で、2億1,300万、教職員退職手当の執行残がございます。先ほどの御説明によりますと、過去5年の実績を基に算定しているということだったと思いますけれども、先般の総務部の人事課においても、やはり退職手当の執行残というのが出ておりました。

説明を聞きますと、単純に過去の平均値を

用いた見込みで算定するというのは、これだけ2億という金額が出る以上、誤差がやっぱり大きくなるんじゃないかなというふうに個人的には感じております。

今後は、より実態に即した推計方法というものを見直すというか、考える必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

御指摘ありました退職等の残のところでございますが、今年度、特にこの2億出てきてしまっている一番の理由は、今、定年延長で、昨年から60歳定年だったところが61歳に延びたり、今後もどんどん1年ずつ延びていくんですけども、そういうたやつで、今まで60歳で辞めていた方が、定年延長を希望されるか、60歳で辞めるかとか、その辺の見込みが非常に立てにくかったところから、ちょっと今年度は多くなっているところでございます。

御指摘どおり、もうちょっと推計方法でこの差額が少し削れないかというところも我々も思っているところなんですけれども、今、その定年延長が少し延びている段階で、なかなかその辺の見込みがちょっと立てにくいというのが現状でございます。

ただ、おっしゃるとおり、この執行残というのは、できるだけ減らすべきものでございますので、ちょっとどういった形で今後その執行残を減らせるかというところは、少し研究してまいりたいと考えております。

○高島和男委員 人事課のほうも同じお答えでございまして、やっぱり定年延長で、非常にスライドしながらということで、算定が厳しいと、難しいということでございました。

しかしながら、やっぱりおっしゃるように、見積りの精度をきちんと高めていくとい

うことが全体の教育行政運営にも関わってくるかと思いますので、ぜひ、改善、精度をより一層高めていただきますように要望したいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 説明資料の34ページ、高校教育課さんの農業高等学校費の不用額についてちょっとお尋ねしたいんですけども、5,780万、実習に伴う事業実施後の執行残ということなんですねけれども、私の地元、農業高校ありますし、人気も高く、非常に評判もいいんですよね。

最初に、まず、どういった執行残なのかというのを、御説明もう一回いただいていいでしょうか。

○横川高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、実習資金の特別会計ということで、不用額という形でここに掲載しておりますけれども、実際には、実習等に伴うもろもろの諸経費を、次年度以降に教育活動として使うための経費として繰り越していく額になります。ですから、農業高校において、様々な農産物を生産して、販売して、その活動に係る経費を補填して、そういった形で回していく上で計上する額になっております。

○前田憲秀委員 それでは、その支出済額の3分の1が不用となっていますけれども、繰越しも含めて、有効に活用されているという見方でよろしいですかね。

○横川高校教育課長 そうでございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、県北、県南と、県下にも農業高校、本当に頑張っていらっしゃるんですけども、例えば、実習施設設備とか、いろんな高校内の施設関係も老朽化がしているというふうに聞きます。これは施設課さんになるのかもしれないんですけども、そういうのも含めて、しっかりとやっぱり、物すごく今生徒さん頑張っていると思ってますので、そこら辺も見ていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長、もう1点いいですか。

○高木健次委員長 はい。

○前田憲秀委員 説明資料の43ページ、学校安全・安心推進課さんですけれども、同じく不用額で、SCさんとSSWさんの不用額ということなんですねけれども、これは足りないぐらいじゃないかなというイメージなんですけれども、ちょっともう少し詳しく説明をいただいていいでしょうか。

○大塚学校安全・安心推進課長 このSCとSSWのこの不用額なんですが、昨年、会計年度任用職員の給与の改定がございまして、それに伴って12月補正で増額をさせていただきました。あわせて、共済費等の推移を見定めていたところなんですが、見込みより少なかったというところでございます。これが詳しいところになります。

○前田憲秀委員 では、不用額が出ていますけれども、翌年度に、何というのかな、これだけは必要という額が財政サイドから減額される、そういう傾向にはないと見ていいんでしょうかね。

○大塚学校安全・安心推進課長 これにつきましては、会計年度任用職員の給与の部分でしたので、相談とか活動時間の部分は十分確保できるように対応する予定でございます。

○前田憲秀委員 会計年度任用職員といって
も、本職の教員の皆さん方にも物すごく必要
な皆さん方だと思いますので、しっかりそこ
は重要視して、予算を請求していただきたい
というふうに思っています。よろしくお願ひ
します。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○斎藤陽子委員 前田委員の質問に関連して
なんですかでも、では、この今の時間で十分
にもう足りているという認識でよろしいん
でしょうか。

○大塚学校安全・安心推進課長 我々としま
しては、毎年、相談時間、活動時間ですね、
S C、 S S Wのそいつた活動時間となるべ
く増やすように現場からも要望が出ておりま
すので、毎年、少しづつではございますが、
増えるように財政当局にも働きかけをしなが
ら予算を確保しているところでございます。

○斎藤陽子委員 では、希望をしている方に
十分行き届いているかというところは、もう
ちょっと頑張っていかなければいけないとい
う認識でよろしいんでしょうか。

○大塚学校安全・安心推進課長 確かにまだ
不足している部分はあると思いますので、なる
べく希望された方に十分に届くように、今
後も努力していこうと思っております。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○星野愛斗委員 ちょっと今回のこととい
うより、昨年の決算で話されたことですが、安
全・安心推進課で、いじめの調査報告書で、

マスキングがない状態で掲載がされたりと
か、特定の環境下でその黒塗りが外せちゃう
みたいなところで、対策としては、一旦黒塗
りをしてスキャンをしてから取り込んで、もう
外せないようにというような対策がされて
いるというお話をあったかと思うんですが、
あれはそのまま継続されていると思うんです
けれども、そういったその個人情報に対する
ような対策というのとは——これは安全・安心
推進課だけじゃない話なんですが、部とか部
局またいで対策されていることなのかとい
うのと、黒塗りでそういう外部に掲載をするよ
うなことというのは、結構県として多くある
ことなのか、であるなら、省力化もうちょっと
できないかなというのと、なければ、そん
なに負担感もないのかなというので、その辺
りの、今ちょっとどうなっているのかとい
うのをお伺いしてもよろしいでしょうか。ちょ
っとこれは課が違うかもしれないんですけど
ども。

○岸良教育政策課長 教育政策課でござい
ます。

まず、過年度において起きましたいじめ重
大事態調査報告書の黒塗りの関係につきま
しては、当然ながら、ほかの部局においても類
似の事例が生じないように、事案の周知、再
発防止について、共有、連絡をしておるところ
でございます。

黒塗りを、つまり非開示部分を伏せた状態
で報告書等の資料を掲載するということにつ
きましては、そこまで——把握する上では、
全体としてすごく数が多いということではござ
いませんが、都度生じ得るところかなとも、
可能性はあるところですので、継続して
そういうことの情報漏えいというのが起きな
いように徹底するというのは必要かと思っ
ています。

もちろん、今、星野県議から御指摘があ
ったような作業フローの効率化による業務負担

の軽減ということも、併せてしっかりと取り組む必要はあるところではございますが、一方で、個人情報、特に当該事案におきましては、被害者側において開示してほしくないという情報が出たという事案でございましたので、漏えいがないような徹底というのは、しっかりと行っているところでございます。

また、もちろん、そういう非開示情報が出るということ以外も含めた情報漏えい対策に関しても、都度、予防、また、仮に起きてしまった場合、また、起きそうになった、いわゆるインシデント事案みたいなものについても、内部での周知もしっかりとし、再発防止、未然防止に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○星野愛斗委員 引き続き、徹底のほうをよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで教育委員会の審査を終了します。

これより、午後1時まで休憩します。

午前11時21分休憩

午後0時58分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより企業局及び病院局の審査を行います。

まず、執行部からの説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企業局長から総括説明をお願いします。

久原企業局長。

○久原企業局長 まず、前年度の決算特別委員長報告における施策推進上改善または検討を要する事項等につきましては、該当はございませんでした。

それでは、令和6年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益39億9,500万円余に対し、総費用は20億8,100万円余で、差引き19億1,300万円余の純利益となっております。

次に、工業用水道事業会計でございます。

工業用水道の3事業合計で、総収益9億8,400万円余に対し、総費用は11億2,500万円余で、差引き1億4,000万円余の純損失となっております。

施設別では、苓北工業用水道では純利益を確保しましたが、有明、八代の両工業用水道につきましては純損失を計上しております。

有明、八代の両工業用水道においては、コンセッション運営事業者による民間のノウハウを生かした効率的な運営に努めるとともに、引き続き、半導体関連企業への給水も含め、工業用水の需要拡大に取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業会計でございます。

総収益1億1,300万円余に対し、総費用は2,800万円余で、差引き8,500万円余の純利益となっております。

コロナ禍で落ち込んだ利用台数もコロナ禍前と同水準まで回復しており、指定管理者との連携の下、利便性の向上と積極的な広報、また、障害者等の利用の拡大などを通じて、さらなる利用推進に努めてまいります。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては、この後、総務経営課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

○高木健次委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○小原監査委員 監査委員でございます。

お手元の令和6年度決算審査意見書、一番下に熊本県監査委員と書いてある資料を準備いただけますでしょうか。

1ページをお願いいたします。

下段のほうの第2の1、審査の結果でございます。

決算諸表は、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

続いて、2の経営の状況について、2ページ以降に事業ごと詳細に記載していますが、企業局の説明と重複いたしますので、割愛させていただきまして、飛んで、26ページをお願いいたします。

26ページでございます。

決算審査意見について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

令和6年度決算は、19億1,300万円余の純利益となっています。

これは、上半期の降雨量が想定より多かったこと、修繕工事に伴う発電停止期間が短縮できたことにより電力料金収入を前年度並みに確保できたことが主な要因でございます。

引き続き知事部局の取組を支援するため、内部留保資金から一般会計に5億円が繰り出されています。

施設更新に伴い多額の企業債の償還が続くことから、引き続き施設の安定稼働による収入確保にしっかりと取り組んでいただきたいと考えています。

次に、工業用水道事業会計でございます。

令和6年度決算は、1億4,000万円余の純損失となっております。

これは、竜門ダム関連の負担が大きく影響しております。

工業用水道事業全体での累積欠損金は56億7,100万円余となっており、非常に厳しい状況にございます。

有明、八代の両事業とも多くの未利用水を抱えており、収支改善を図るため、次のページなりますが、各地域の企業集積等の状況を踏まえ、工業用水の需要拡大に対応した取組を積極的に進めていただきたいと考えています。

また、コンセッション方式による効率的な運営や業務改善を進めながら、安定した事業経営を行うことも求められます。

次に、有料駐車場事業会計でございます。

令和6年度決算でも純利益8,500万円余を確保するなど、良好な経営状況を保っており、内部留保資金から一般会計へ5,000万円が繰り出されています。

駐車場の利用台数は、コロナ禍前の水準に向け回復基調にあり、令和6年度においても、20万台を超える結果となっています。今後も、指定管理者による民間ノウハウを生かした管理運営やサービス提供により、県民や観光客が利用しやすい駐車場の運営に努めていただきたいと考えています。

最後に、全般的な事項として、2点申し上げます。

1点目は、引き続き、第5期経営基本計画を確実に推進するとともに、将来にわたる経営安定化に向けた対策を講じていく必要があると考えております。特に、工業用水道事業会計については、関係部局、市町と連携しながら、集積が進む半導体関連企業等への新規給水等に向けた取組を進め、さらなる経営改善につなげていただきたいと考えています。

次に、2点目として、電気事業会計や有料駐車場事業会計についても、経営の安定化を図りつつ、引き続き、県政貢献に取り組まれるとともに、発電所やダム等の所在市町村へ

の地域貢献にも取り組まれるよう期待しております。

以上が、企業局の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、定期監査の結果ですが、指摘事項はございませんでした。

次に、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明します。

先ほどの企業局長説明と重複する内容は省略させていただきます。

決算審査意見書の26ページをお願いいたします。

まず、第3、審査意見の電気事業会計でございますが、昨年度に引き続き純利益を計上しているところであり、今後も、電力料金収入を最大限に確保するため、効率的なメンテナンスや工事の実施など発電所の適切な維持管理を通して、安定的な事業経営に努めてまいります。

次に、工業用水道事業会計ですが、有明及び八代工業用水道事業の未利用水の有効活用に向け、引き続き、コンセッション運営事業者であるウォーターサークルくまもと株式会社、県企業立地課及び地元市町とともに、半導体関連企業への給水も含め、工業用水の需要拡大に取り組んでまいります。

また、運営事業者に対するモニタリングも引き続き実施し、コンセッション方式の効果を検証しながら、さらなる経費削減など、効率的な運営を図ってまいります。

次に、27ページの有料駐車場事業会計です。

コロナ禍により減少しました利用台数は、

コロナ禍前と同水準まで回復しているところであり、今後も引き続き、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を通じて、利用台数のさらなる増加に努め、安定収入の確保や町なかのにぎわいづくり等に貢献してまいります。

なお、県営駐車場では、障害をお持ちの方々の外出の一助となるよう、場内に障害者専用駐車スペース等を確保し、駐車料金を半額とする割引制度を設けているところであり、引き続きその利用促進にも努めてまいります。

最後に、4、全般的な事項でございますが、第5期経営基本計画に掲げました事業を確実に推進し、半導体関連企業等への工業用水給水等に向けた取組や、県一般会計への繰り出しによる年間5億5,000万円の県政貢献、関係市町村に対する地域貢献につきましても引き続き取り組んでまいります。

決算審査意見に関する取組については以上でございます。

次に、決算概要につきまして、お手元のA4判縦の令和7年度決算特別委員会説明資料にて御説明させていただきます。

次の1ページをお願いいたします。

企業局の概要として、設置の根拠、沿革、現在の取組事業を記載しております。

(4)組織図にありますとおり、局内の総職員数は現時点で62人でございます。

2ページをお願いいたします。

令和6年度の各事業の状況でございます。

まず、(1)電気事業でございます。

上段の表、売電の実績を御覧ください。

令和6年度における総供給電力量及び電力料収入は、表の最下段のとおり、それぞれ約1億7,000万キロワットアワー、39億6,000万円余でございます。

発電停止を伴う工事等の影響があったものの、上半年に降水量が多かったことなどにより、いずれも前年度並みの実績を確保してお

ります。

次に、①経営状況でございます。

公営企業会計におきましては、各年度の損益を示す収益的収支と、建設改良工事など投下資本の増減を示す資本的収支に分けて掲示しております。

収益的収支関係といたしまして、ア、収益的収支、3ページのイ、利益剰余金関係及びウ、積立金関係につきまして御説明いたします。

ア、収益的収支の表の令和6年度欄の最下段を御覧ください。

リニューアル工事の効果等により、19億1,300万円余の純利益を計上しております。

表の比較欄の最下段のとおり、前年度比で1億1,500万円余の減益となっておりますが、これは、営業費用の主な増減理由等の欄にありますとおり、リニューアル工事完了に伴う市町村交付金の増が主な要因でございます。

3ページのイ、利益剰余金または欠損金の状況を御覧ください。

令和5年度からの繰越利益剰余金、資料では1,000円と表記しておりますが、正確には877円でございます。これに令和6年度の純利益を加えました19億1,300万円余の未処分利益剰余金を計上しております。

ウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

表の最下段、合計欄にありますとおり、未処分利益剰余金等を合わせました内部留保資金は39億8,500万円余となります。

次に、エ、資本的収支でございます。

表の令和6年度欄の最下段にありますとおり、前年度比で約4億円の増となる15億3,500万円余のマイナスとなっております。

当該マイナスは、前年度の一般会計への繰出金5億円の一部を公営企業会計上の処理として、資本的支出の他会計への繰出金に計上したことが主な要因でございます。

電気事業による県政貢献としての一般会計への繰出金5億円は、電力の固定価格買取制度、いわゆるF I T適用による利益剰余金を財源としておりますが、リニューアル工事の影響により、令和6年度の利益剰余金に十分な残高が確保できず、2億3,500万円余の不足が生じました。

公認会計士とも協議を行い、当該不足額に内部留保資金を充当の上、5億円を一般会計に繰り出すとともに、発電再開による利益剰余金の確保が見込まれる令和6年度の決算において、当該不足分を他会計への繰出金に計上することとしておりました。

今回、決算において、令和6年度の繰出金5億円及び令和5年度不足額の2億3,500万円余、それに例年計上しております有明工業用水道事業に対する貸付金2億6,500万円余を合わせました10億円余を他会計への繰出金として計上しているところでございます。

なお、収支のマイナス分につきましては、これまで積み立てた地域振興積立金など電気事業の内部留保資金で補填しているところでございます。

4ページをお願いいたします。

オ、今後の収支見通しでございます。

F I T適用による売電単価の引上げに伴い、リニューアル工事完了後、20年間にわたり年間30億円超の収入増が見込まれることから、当面の事業経営は安定的に推移するものと見込んでおります。

5ページの(2)工業用水道事業でございます。

昭和50年代に有明、八代、平成5年に帯北の各工業用水道事業を開始しておりますが、令和3年度から、有明と八代で経営改善策の一環として、民間企業に20年間の工業用水道の運営権を与え、その間、民間のノウハウを生かした運営を行うコンセッション方式を導入いたしました。

工業用水の利用状況でございます。

表の備考欄に、給水能力と契約水量の比率である契約率を記載しておりますが、有明で40%台、八代で50%台と低迷しております。

有明におきましては、多額の竜門ダム関連経費の負担も抱えており、コンセッション方式導入など経費節減に努めているものの、厳しい経営状況が続いております。引き続き、コンセッション運営事業者とともに事業拡大に取り組むとともに、有明工業用水道につきましては、後ほど御説明いたします半導体関連企業への新規工業用水供給に向けた取組を推進してまいります。

次に、①経営状況でございます。

ア、収益的収支の表、令和6年度欄の最下段にありますとおり、1億4,000万円余の純損失を計上しております。

昨年度比で損失が6,500万円余減っておりますが、これは、営業収益における八代工業用水道のバイオマス発電所への給水量の増と、営業費用における新規工業用水道事業の可能性調査業務委託費の皆減が主な要因でございます。

6ページをお願いいたします。

イ、利益剰余金または欠損金の状況を御覧ください。

表の合計欄のとおり、令和5年度からの繰越欠損金に令和6年度の純損失を合わせました56億7,100万円余が令和6年度末での未処理欠損金となります。

ウ、資本的収支でございます。

表の令和6年度欄の最下段にありますとおり、2億1,300万円余のプラスとなっております。

黒字幅は、前年度比約1億3,000万円の減少となっておりますが、これは、資本的収入の長期借入金のうち、有明分の一般会計借入金が減少したことが主な要因でございます。

なお、資本的収入の短期借入金2億6,500万円余について、主な増減理由等の欄に科目変更に伴う増減と記載しているところでござ

ります。

有明工業用水道における電気事業会計からの当該借入金につきましては、毎年度借入れを行うことから、昨年度決算まで長期借入金として計上しておりましたが、借入期間自体が1年であることを踏まえ、改めて短期借入金と整理、計上した関係上、長期借入金及び短期借入金の間で同額の増減が生じたものでございます。

資本的支出に計上しております当該借入金の償還金につきましても、同様の理由から長期と短期の間で増減が生じております。

これは、定期監査での御指摘を踏まえたものでございます。

7ページをお願いいたします。

参考、コンセッション方式でございます。

有明、八代の両工業用水道事業で導入しておりますコンセッション方式について御説明いたします。

これは、民間事業者が公共施設の運営を担う官民連携事業の一形態です。企業局が所有する工業用水道関連施設に20年間の公共施設等運営権を設定し、当該権利を取得した運営事業者が料金を徴収、その収入を基に施設更新等を行うものでございます。

対象は、浄水場や分水施設などの施設であり、配水管等の管路は対象外でございます。

当コンセッション事業の運営目的として、県内外の5社が特別目的会社ウォーターサークルくまもと株式会社を設立し、運営事業者として事業に当たっております。

資料中段は、コンセッション方式導入前後の企業局と運営事業者の役割分担についてお示ししております。

右側下の枠内のとおり、運営事業者は、⑤施設の更新、修繕工事、薬品等の物品調達、⑥運転、保守、検針、⑦料金徴収等を企業局に代わり実施しております。

8ページをお願いいたします。

導入効果としましては、企業局における施

設更新経費の節減のほか、料金収納や経理事務等に要する時間の削減、ユーザー企業の利便性向上、危機事案発生時の迅速な対応等が挙げられます。

続きまして、9ページ以降におきまして、半導体関連産業への新規工業用水道の整備について御説明いたします。

まず、上段は、事業イメージでございます。

有明工業用水道は、菊池川下流の白石頭首工で取水しておりますが、新規工業用水道は、その上流、菊池川支流の迫間川にあります竜門ダムから農業用パイプラインを活用して、菊陽町周辺の半導体企業へ給水する予定でございます。

整備内容は、資料下段左側の記載のとおりでございまして、右側の地図に各施設の位置関係をお示ししております。

地図中、右上の農業用パイプライン3号ファームポンドからピンクの矢印に沿いまして、農道、国道、町道等に管路を埋設し、緑で記載の浄水場を経由し、企業に給水する予定でございます。

現在は、浄水場等建設に向けた基本設計を終え、詳細設計を実施しております。

なお、浄水場につきましては、今年3月に、菊池市旭志新明の約3ヘクタールの用地を取得したところであり、年内の引渡し予定となっているところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

(3) 有料駐車場事業でございます。

有料駐車場事業につきましては、東京本社の日本パーキング株式会社と熊本の地場企業による企業グループが指定管理者として運営を行っております。

利用台数でございますが、表中上段が熊本市中心部にございます県営有料駐車場でございます。

令和6年度の普通駐車台数は年間約20万台です。資料にはございませんが、コロナ禍前

の年間約22万台の利用に対し、令和2年度以降は約15万台で推移しておりましたが、コロナ禍前の水準まで着実に回復してまいりました。

下段の第二駐車場は、以前の局長公舎等の敷地を活用したものですが、いわゆる月ぎめでの利用となっております。

次に、①経営状況です。

ア、収益的収支の表の令和6年度欄の最下段を御覧ください。

令和6年度は、8,500万円余の純利益を計上しております。

営業収益の大半を占める指定管理者からの納付金につきましては、企業局との協定に基づき、年度ごとに定められた一定の額を基本納付金として指定管理者が納付することとなっております。

11ページのイ、利益剰余金または欠損金の状況とウ、積立金、留保資金残高一覧を御覧ください。

各表の最下段にありますとおり、令和6年度の未処分利益剰余金は8,500万円余、内部留保資金は合計8億3,300万円余となります。

エ、資本的収支でございますが、令和6年度は、改修工事等がなかったことから、資本的支出の一般会計への繰出金5,000万円のみとなっております。

差引き5,000万円のマイナスにつきましては、利益剰余金を財源として積み立てた地域振興積立金で補填しております。

以上が令和6年度決算の概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○高木健次委員長 次に、病院局について、病院事業管理者職務代理者から総括説明をお願いします。

鍬本病院事業管理者職務代理者。

○鍬本病院事業管理者職務代理者 病院局で

ございます。

県立こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、昨年度の決算特別委員会におきましては、施策推進上改善または検討を要する事項とされました点はございませんでした。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

当センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律におきまして、都道府県に設置が義務づけられている精神科病院として、民間では対応が困難な患者の受入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネットとしての役割を担うとともに、政策的・先導的医療として、患者の地域移行支援や児童・思春期医療などに重点的に取り組んでおります。

以上のような運営状況の下、令和6年度の入院及び外来患者数は、ともに1日平均80名程度で推移しております。

次に、令和6年度の決算につきまして、概略を御説明いたします。

総収益15億6,000万円余に対し、総費用15億円余で、総収益から総費用を差し引いた当期純利益は6,000万円余となっています。

これは、国の新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保に係る補助金の終了により、収益は前年度から減少したものの、入院患者数の増加により医業収益が増加したことなどによりまして、当期純利益は黒字を確保することができたものでございます。

現在、第4次中期経営計画に基づき、まずは、令和8年度までの3年間で、新型コロナ流行前の令和元年度の経営水準に戻すよう、医師確保を含め、各種取組を進めております。

今後とも、県立病院として求められる役割をしっかりと果たすとともに、収益の確保も図りながら安定的な経営に努めてまいります。

す。

以上が、病院運営及び決算の概要です。

詳細につきましては、後ほど総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○小原監査委員 お手元のピンクの冊子、ピンクの令和6年度決算審査意見書と書いてある資料を準備願います。よろしいでしょうか。

1ページをお開きください。

中段の第2の1、審査の結果でございます。

決算諸表は、経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

最下段、こころの医療センターの取組状況等でございますが、民間病院等で対応困難な患者の受入れなど、県内精神科医療のセーフティーネットとしての機能を果たしております。

2ページの中段から、(2)経営成績について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので、割愛させていただきまして、10ページをお開きください。

決算審査意見について御説明申し上げます。

第3、審査意見ですが、4点ございます。

まず、総括的な事項として、(1)第4次中期経営計画の着実な実施についてでございます。

第4次計画初年度となる令和6年度は、病床利用率や外来患者数等の実績が目標値を下回っています。今後も、引き続き運営体制の強化に努め、第4次計画の着実な実施に取り組む必要がございます。

次に、病院経営上最も大きな課題と考えら

れます(2)医師の確保等については、病院局も大変御苦労されておりますが、県立の精神科医療機関として安定的な医療体制を確立するため、医師確保が喫緊の課題でございます。

引き続き、知事部局との連携を強化しながら、熊本大学等への働きかけをはじめ、様々なネットワークを生かし、医師確保にさらに積極的に努めていただきたいと考えております。

次に、(3)利用者ニーズに対応した医療等の展開については、引き続き、デイケア等の通所サービスの拡充や児童・思春期医療の推進等に努めていただきたいと考えています。

最後に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献については、センターが有する諸資源を活用し、精神科医療を支える人材の育成をはじめ、新興感染症対応医療機関としての施設整備、人材育成など、地域への貢献に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

以上が、病院局の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○米田総務経営課長 まず、監査結果の指摘事項について、1枚紙の監査結果指摘事項、病院局についてをお願いいたします。

指摘事項につきましては、未収金の回収等について、4点ございました。

1点目は、(ア)外来医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べて未収金額が増加している。また、納入通知書のほか、督促状や催告状を送るなどの徴収努力が行われていない。

2点目は、(イ)入院医療費の患者自己負担額について、前年度末と比べ未収金額が増加している。

3点目は、(ウ)医療費(患者自己負担額)の収入調定を行い、未収となった場合は、直ちに納入通知書を作成する必要があるが、入院分については直ちに作成されておらず、外来分については作成されていない。

4点目、(エ)医事業務委託について、仕様書に定めのない未収金の納入通知書作成業務を受託者に行わせている。医療費に係る未収金発生の防止策を検討し、未収金の回収に努めること。あわせて、会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、業務委託内容を再検討することとの指摘がございました。

これらの指摘につきまして、事案の概要及び対応状況について御説明いたします。

まず、(ア)外来医療費の未収金については、令和5年度末、17万円余でしたが、令和6年度末では19万円余でございました。窓口での納付推奨に加え、担当職員による督促を進めた結果、令和6年度に新たに生じた未収金は、4月25日までに全て納入されております。

今後も、外来医療費の未収金については、引き続き督促を行うなど、徴収に努めてまいります。

次に、(イ)入院医療費の未収金については、令和5年度末399万円余だったものが令和6年度末では585万円余となっております。9月末時点で142万円余まで回収しております。

今後も、引き続き回収を進めてまいります。

次に、(ウ)入院分の未収金については、月末時点での入院されている方に対しましては、収入調定後直ちに納入通知書の作成を行っておりますが、月の途中で退院され、窓口で支払いができない方についても、収入調定後、直ちに納入通知書の作成を行ってまいります。また、外来分の未収金についても、収入調定後、直ちに納入通知書を作成してまいります。

最後に、(エ)未収金については、現在、各セクションや委託業者と協働し、発生の未然防止に注力するとともに、債権者の状況を正確に把握して回収に努めています。

今後、知事部局や他の自治体病院を参考に、未収金回収に係る規定の整備や必要に応じて会計規程の改正を進めます。

委託業務の再検討につきましては、現在の委託仕様書では、督促状の送付の定めが出ておりまして、その一環として、納入通知書の作成を受託業者に行っていただいておりますが、今後は、医事業務委託仕様書に納入通知書の送付を明記し、委託業務として明確化してまいります。

今後も、未収金の回収並びに発生防止に努めてまいります。

監査結果の指摘事項については以上でございます。

続きまして、監査委員からありました決算審査意見に対する今後の対応等について御説明いたします。

ピンク色の決算審査意見書の10ページをお願いいたします。

1点目は、第4次中期経営計画の着実な実施についてでございます。

計画の初年度となります令和6年度につきましては、目標値は下回りましたが、入院患者数など前年度から増加している部分ございます。現在も、入院患者数、外来患者数とも、徐々にではございますが、増加しております。

今後も引き続き、当該計画に沿った取組を着実に実施してまいります。

2点目の医師確保等についてでございます。

現在は、常勤医師1名、非常勤医師10名、非常勤医師10名のうち5名は、週4日勤務の医師で診療体制を整えております。

今後も、知事部局とも連携し、熊大などへの働きかけを継続して行うとともに、県内医

療機関等を訪問し、医師確保の働きかけを積極的に行ってまいります。

3点目は、利用者ニーズに対応した医療等の展開についてでございます。

当センターでは、デイケアや訪問看護などに加え、児童・思春期医療の推進としまして、ひきこもり外来や思春期デイケア等に取り組むとともに、今年度4月からは、産後鬱外来の取組を実施しております。

4点目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてでございます。

県立の精神科病院として、引き続き、セーフティーネット機能の充実を図り、研修会への職員の講師派遣や看護実習生の受け入れなど、精神科医療を支える人材育成に取り組むとともに、昨年度県と締結しました感染症法に係る医療措置協定に基づきまして、施設整備や人材育成等の機能強化を進め、地域貢献に取り組んでまいります。

以上でございます。

続きまして、令和6年度の決算状況について御説明いたします。

お手元の令和7年度決算特別委員会説明資料、病院局関係をお願いいたします。

資料1ページの1、病院の概要についてでございますが、(1)病院の沿革について、開設、病床数、設置根拠等を記載しております。

(2)組織図にありますとおり、病院局の職員は94名となっております。

(3)病棟構成については、表にありますとおり、3つの病棟を稼働させております。

次の2ページをお願いいたします。

令和6年度の状況について御説明いたします。

まず、当センターの大きな役目でございますセーフティーネット機能の維持、充実についてでございます。

表の右側、前年度増減欄をお願いいたします。

表一番上の措置入院患者数につきましては、県全体の患者数の減少に伴い、月平均1.1人減少しております。

表上から2番目の医療面で高度な専門性を要する入院患者数は、コロナに罹患した入院患者数の減に伴いまして、月平均1.4人減少しております。

表の上から4番目、二次救急輪番の対応件数及び5番目の電話相談対応件数につきましては、県全体の対応件数の増加に伴いまして、それぞれ年間7件と年間16件と増加しております。

次に、3ページをお願いいたします。

政策的・先導的医療の展開についてでございます。

(1)政策的医療の展開につきましては、患者の地域での社会生活活動に向けた地域生活支援の充実を図っております。

①ですが、平成26年度に地域生活支援室を設置し、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行っております。

具体的には、②の活動状況のとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者様に対しまして、日常生活の支援や金銭、服薬管理等の支援を行っております。安心して地域生活を行っていただくため、退院後も、適切な支援の継続が必要と考えております。

中央の表の一番下の欄、訪問支援の延べ人数をお願いいたします。

令和元年度及び令和2年度の訪問支援件数は、コロナ対応としまして訪問を控えたため、1,300人程度となっておりますが、ここ数年は、1,600人程度と、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、(2)先導的医療の展開についてでございますが、①の児童・思春期の外来の表の欄をお願いいたします。

令和4年度は1,874名でございましたが、令和6年度は、医師の減等に伴いまして、そ

れが影響しております、減少しております。

一方で、②児童・思春期の入院につきましては、令和6年度は、外来患者数の増加に伴いまして、1,076人まで回復しております。

次に、4ページをお願いいたします。

入院・外来の状況についてでございます。

ア、入院ですが、コロナの影響により入院患者数が減少しておりましたが、令和6年度は、入院患者数が徐々に増加し、それに伴い収益も増加しております。

表をお願いいたします。

表の右端に前年度増減欄を上げております。

入院患者数は3,486名の増加、入院収益は5,500万円余増加しております。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去の推移を表しております。

次に、イの外来の状況をお願いいたします。

常勤医師の減少に伴いまして、外来患者数及び収益は、前年度から減少しております。

表の右側の前年度増減欄のとおり、外来延べ人数は563名減少、外来収益100万円余減少しております。

次に、5ページをお願いいたします。

主な医療スタッフの状況についてでございます。

平成30年度から令和7年度までの常勤、非常勤、常勤換算の職員数を表でまとめております。医師を除く職員数については、おおむね横ばいでございますが、医師については、平成30年度をピークに年々減少傾向にございます。

次に、5の長寿命化の推進についてでございます。

平成9年の改築後25年以上経過し、施設の老朽化が進んでおります。令和5年度に策定しました建築物保全計画に基づきまして、施設改修を実施し、長寿命化を図ってまいりま

す。

次に、6ページをお願いいたします。

6、経営状況でございます。

ア、当期純利益は、前年度に引き続き黒字でございましたが、表をお願いいたします。

総収益は、前年比6,200万円余減少しております。

これは、コロナの入院病床確保に係る補助金が令和5年9月で終了し、その金額が約1億8,000万円ございましたので、この分が、減少した主な要因となっております。

総費用につきましては、労務単価の上昇に伴う委託料の増加等に伴いまして、前年比1,400万円余の増加となっていました。

結果、令和6年度の当期純利益は6,500万円余でございますが、前年と比べますと、7,600万円余減少しております。

イ、一般会計からの繰入れにつきましては、医業を柱とする収益的収入につきまして、国の繰り出し基準に伴い算定しました額の9億2,400万円を県の一般会計から繰り入れております。

また、資本的収入につきまして、令和6年度は、財政課と協議の上、繰入れがなかったため、ゼロとなっております。

トータルで申し上げますと、令和6年度が9億2,400万、令和5年度が11億余となっております。

次の7の経営目標の達成状況については、下の表をお願いいたします。

表左側に在院患者数、一般精神病床利用率等の経営目標7項目を上げております。

表の右から3番目の第4次中期経営計画目標値とその右の令和6年度実績値を比較したものが、一番右側の経営目標の達成率でございます。

在院患者延べ数など、前年から増加したものもございましたが、目標値には及んでおりません。

次に、7ページをお願いいたします。

令和6年度の決算状況について、棒グラフで御説明いたします。

なお、詳細につきましては、最終8ページに科目ごとの決算額を記載しております。

7ページの左の棒グラフが収益、右側の棒グラフが費用でございます。

左の棒グラフの令和6年度、上から、入院収益が4億5,100万円、その下の外来収益が1億2,700万円、その下の一般会計負担金は9億2,400万円で、総収益合計は15億6,700万円でございます。

右の棒グラフは費用でございます。

令和6年度給与費が9億3,700万円、以下、材料費、経費、減価償却費となっておりまして、総費用は15億200万円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、これは企業局のほうでありますけれども、電気事業のほうは、まあまあということで、その後の工業用水会計が厳しいという説明であったと思います。

以前から工業用水が厳しいことは承知しております、とりわけ竜門ダムの建設時のアロケーションで建設費負担があって、現状においては、利用が増えない限りは赤字が継続するという状況だったというふうに記憶しております。

先ほど説明もありましたけれども、この工業用水事業の中で、新たに半導体関連の事業が加わってくるということですが、これから工事が具体的に始まつてくるというふ

うに思いますけれども、その分の利用料が増えるということの前提において、増えてくれば大体全体量の何割ぐらいにその量がなるのか、つまり、今、50%ぐらいしか使っていないと。余っている分が大分あるという話がありましたけれども、その竜門ダムじゃなくて、いわゆる新しい工業団地への工業用水、TSMC、JASM関連の工業用水が加わることによって収支がどう変わってくるのか、まだ先ほど説明ありませんでしたけれども、教えていただければというふうに思っておりまます。それが第1点です。

それから、病院会計については、以前から非常に厳しい状況があるということで、表向きは、収支としては黒字で運営していただいているということにはなりますけれども、一般会計からの繰入れが、これはもう完全に病院会計のみではなかなか、病院の収支だけでは経営できないという姿を表していると思います。

説明資料の7ページに棒グラフがあって、6年度も一般会計から9億2,400万円、全体の59%が繰り入れられて、そのことをもって収支が成り立つという状況だというふうに思います。

法律による必置義務があって、やっていかなければならぬ事業であるということ、これはもう十分承知しておりますけれども、この一般会計からの繰入れをいかに減らしていくかということ、ここも視野に入れていただきたいなと思っています。

会計制度を変えて、以前は、この黒字がどんといつも毎回出ておりました。これが会計制度を変えられたと思います。何年前だったですかね。もう覚えていませんけれども、随分前に会計制度を少し変えられたというふうに思っていますけれども、そのことによって、もちろん当時から一般会計の繰入れあつたわけありますけれども、表向きの考え方としては黒字に見えるという形には変わつ

てきたというふうに思いますけれども、ぜひ、この一般会計の繰入れを減らす努力をしていただきたいと思います。

不思議に思うんですね。最近、よく医療機関は厳しいという話があって、民間の医療機関の6割もしくは7割が赤字になっているという話でありましたから、県営のこころの医療センターは黒字経営ができるんだという誤解をしてしまうと、誤解じゃなくて、決算上はそう見えていますけれども、そうじやなくて、この部分の一般会計の繰入れがあるということについては常に意識を持っていただいて、当然必置義務ですから、ちゃんとやっていかなきやならないということが前提ですけれども、そのための費用をどう減らしていくかということ、もしくは逆に収益をどう増やすかということに心を砕いていただきたいと思います。

その上で、医師不足は、どこでもそうだと思いますけれども、一覧の表を見せていただくと、やっぱり極端に減ってきているなあとということを思ってまして、10年間、平成30年から比べれば、常勤医師が7名いらっしゃった。これは表の5ページですけれども、7名いらっしゃったのが、常勤が今1名しかいらっしゃらないということ。これも全体的な傾向だというふうには思いますけれども、やっぱりこれ具体的に、例えば、公立病院の勤務医という縛りの中ではありますけれども、処遇の問題も考えてやらないと、今は、やっぱり処遇がよくないとなかなか来ていただけないということにもつながるんじゃないかと思いますが、一般の普通の病院の勤務医の皆さんと比較して、こころの医療センターのお医者さんたちへの処遇というものはどうなのか、教えてもらえばと思います。

以上です。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

新規工業用水道事業によります有明工業用水道事業の経営改善への効果、お尋ねいただきました。

企業局の資料の5ページの(2)工業用水道事業の上段の表でございます。

有明工業用水道の契約率ということで43.6%とお示しさせていただいているところでございます。

そして、次の6ページでございますが、上段の利益剰余金または欠損金の状況、こちらの有明工業用水道の一番下、未処分利益剰余金、未処理欠損金でございますが、54億円超の累積欠損を抱えており、非常に厳しい状況でございます。

新規工業用水道事業につきましては、今未利用となっております有明工業用水道事業の日量で言うと2万トンでございます。こちらを活用していくことにしておりまして、これを菊池川の上流から取水するということで、実際は1万2,000トンということが日量での取水可能量となっております。そちらを全量企業にお買い上げいただけるということであれば、この契約率についても100%になるというところでございますし、6ページにございます累積欠損、こちらにつきましても、私どものシミュレーションでいくと、約30年で解消するのではないかというシミュレーションを立てさせていただいているところでございます。

非常に大きな効果があると思っておりますので、企業局としても、全力を挙げて新規工業用水道事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○米田総務経営課長 病院局説明資料の7ページで、委員からございました一般会計の負担金ということにつきましてでございますが、入院収益と、やはり外来収益、入院患者数、外来患者数、ここを増やしていくことが

一番肝要かと思っております。そのために、日々患者数の確保に向けて努力してまいりたいと思っております。

2つ目の医師の処遇の関係ということでございましたけれども、大体、ざっくりといたしまして、医師の年間の病院局での費用といったしましてが、1,300万から1,700万、経験年数によって変わりますけれども、民間と比べて確かに安うはございます。自治体病院と比べますと、そこまで安いということはないかと認識しております。

そのような中で、今来られている非常勤のお医者様にもお話を聞く中でよくお聞きしますのが、今の普通の常勤、民間の医師の常勤の働き方としては、週4日、メインの病院で働いて、週1日は、自分の目指す医療のところに行ったりするという、そういった働き方がスタンダードになってきているということを聞いておりますので、私どもとしましても、また、少しお時間をいただきたいんですけども、週32時間、週4日の常勤制度というものを確立して、それで、こちらの医療のほうに、児童・思春期あたりに興味があるお医者様を獲得できればと思っております。

○前川收委員 ありがとうございます。

ぜひ竜門ダムの水を利用して、計画どおり、100%売り切れるように、有明工水、頑張ってください。

同時に、八代工水のほうもまだ余っているわけでありますが、ここも同様に県営工業団地が造成始まる、そろそろ始まるのか。工事が始まるということを決定いたしておりますし、有明工水、遙拝堰から水を抜いて、一部、天草まで渡しておりますけれども、あの地域の中での需要として、新たな工業団地ができることによって、何が入るかによってかなり変わるかもしれません、あそこの水需要ってなかなか簡単ではないと思いますので、工業用水の利用についてもしっかりと考え

ていただければというふうに思いますが、何か情報があれば、教えていただければというふうに思います。

それから、病院局のほうは、やっぱり医師確保、絶対的な部分でありますから、今おっしゃったようなシフトの問題とか、そこはかなり柔軟に合わせていただきながら医師をちゃんと確保して、必置義務たる病院の機能をしっかりと強化していくということに努めていただき、それに併せて、一般会計の負担を下げるということに御努力いただければと思います。

私からは以上です。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

今お話をいただきましたとおり、八代工業用水道におきましては、資料の5ページでございますが、契約率が50.5%ということでございます。バイオマス発電所が、八代臨海工業用地、稼働しまして、契約率50%超したところでございますが、まだ半分が未利用という状況でございます。

そういう中で、県営の工業団地が県内に予定されているということ、また、天草地方に向けて、いろいろ今情報収集はしておりますが、具体的な情報のほうはちょっとまだ手元にはない状況でございます。引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。

○前川收委員 工業用水は利用するしかないわけですから、そもそも最初の計算式がどうだったのかは、もう今さら言っても仕方ありませんが、予定されていた工業団地が100%埋まれば、計算されていた工業用水が100%近く使われるという前提で、多分面積割で工業用水の確保のやつがあったんでしょう。

ただ、工業用地はもうほとんど埋まってしまったけれども、水が余ってしまったというこの現実はいかんともしがたい。多分、企業

が水を使わない努力をなさることによって工業用水が余ってしまったということと私は受け止めております。それを挽回できるチャンスでありますから、しっかり工業用水の赤字を解消するように御努力をお願いいたします。

以上であります。

○高木健次委員長 ほかに質疑ありませんか。

○高島和男委員 企業局、有料駐車場事業についてお尋ねします。

10ページでございますけれども、安政町の駐車場でございますが、局長の冒頭のお話、そしてまた、課長の御説明でも、コロナ前の水準に回復しつつあるというような御説明だったと思います。

ただ、令和5年度と6年度のこの数字を見ますと、全体的には4,321台減、そして、特に定期駐車のほうが、前年度と比べると87.2%、これはちょっと大きい数字だなあと思うんですね。全体の数字がこれだけ減った理由、そしてまた、定期がこれだけ減った理由というのを、分析等ができるんであれば教えてください。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

県営有料駐車場事業の駐車台数でございます。

委員御指摘のとおり、対前年比で100%を下回っているところでございます。

まず、普通駐車でございますが、こちらは、夜間の駐車料金の上限額というものの値上げを昨年度実施したところでございます。500円という上限額を設定しておりました。それを600円、100円値上げしております。

これは、コロナ禍におきまして、なかなか外出がままならないということで、需要自体

が減ったということもございまして、その際に600円の上限額を500円に引き下げたという経緯がございます。近隣の駐車場の夜間上限額が、ほぼ600円が相場というところでもございました。また、市街地の人出も回復してまいりましたので、昨年度、600円という相場の水準に戻させていただいたという状況でございます。一応要因としては、それが一番大きいかなと考えているところでございます。

そして、定期駐車、こちらは月ぎめの分でございますけれども、こちらは、実は月ぎめについては今新規の受付をやめているところでございます。どうしても時間貸しのほうが効率がいいというところもございまして、今継続の方のみが定期駐車でございますので、年々これは減っていくという状況にございます。

以上でございます。

○高島和男委員 理由は分かりました。それでも、なおかつ、経営状況を見ると、純利益は25万2,000円、前年度と比べるとプラスということで、収益的収入の中で営業外収益、これがやっぱり112万ということで、大きな要因かなあと思うんですけども、その理由を、ここにも書いてあるんですが、これも一般的に金利が上がったために利息収入が増えた这样一个事情で理解していいんでしょうか。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

はい、そのとおりでございます。

○高島和男委員 金利動向というのは、今月も日銀の会議が予定されておりません。やっぱり不安定になってまいりますので、しっかりとやっぱり預金、あるいは運用の在り方も目配りしながら、安定的な、そしてまた、経営

を期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

病院局についてお尋ねです。

先ほども委員のほうからありました医師確保についてなんですかけれども、5ページ、平成30年からすると常勤換算の医師が12.2から6.1と半分になってますよね。常勤のドクターもお1人ということで、もちろんこれでやられているんでしょうけれども、大丈夫でしょうか。大変だと思いますが……。

○米田総務経営課長 非常に厳しい状況ではございますが、こちらの表の令和7年度、非常勤10名とございますけれども、そのうち5名の方が、週4日、熊大のほうから、もうほぼ常勤扱い的な形で働いていただいているので、何とか診療体制できているかとは思っております。

ただ、これには全く満足はしておりません。必ず常勤のほうを増やしていく必要はもうあると思っております。

○前田憲秀委員 少し安心をしました。熊大の統率というか、コントロールも、以前からすると非常に今厳しくなっているという印象あります。

ただ、今、熊大も、学長先生はじめ理事の皆さん方もドクターでいらっしゃるので、また、元県庁の教育長OBの宮尾さんも、たしか、熊大の理事に加わっていらっしゃると思うので、セーフティーネットとして非常に重要な立場なので、しっかりとそこは働きかけもこれからしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それともう1点なんですけれども、前の4ページで、入院延べ人数、また、1日の平均入院患者数は、前年度からすると増えていますということですけれども、これは、今結核が10床を引いて140床ですよね、もともと200の枠を50はもう削ってますけれども、入院稼働率みたいな数字ってすぐあるんですかね。どんなですか。

○米田総務経営課長 稼働率といいますか、一般病床利用率ということで表しておりますけれども、資料の6ページに、7の経営目標の達成状況ということで、②の一般精神病床利用率ということで、6年度が57.9%ということになっております。これは、分母が140人に対してということではじいているところでございます。

○前田憲秀委員 これは、稼働率と利用率というのは一緒ですかね。私は、稼働率で見た場合は、精神科は大体8割超ないと経営できないみたいな印象なんですけれども、そこはどんなですか。

○米田総務経営課長 稼働率と利用率は同種ということでございます。委員おっしゃられましたとおり、県内の平均の利用率としましては80%ぐらいになっておりまして、うちのほうが、先ほど言いましたとおり、57.9ということでございまして、その分については、増やしていく必要があると思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。
経営計画の中で取り組んでいらっしゃると思いますので、本当に診療、大変な中だと思いますけれども、そういったところもやっぱり目標値にしてやっていただければと思います。

医師確保については、先ほどのようにしっかりと働きかけていただきたいと思いますの

で、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかにはありませんか。

○西聖一委員 企業局の竜門ダムの水についてちょっとお尋ねしますけれども、これからJ A S Mのほうに工業用水を回すという話は、もう未利用水があるということで、全然オーケーなんですけれども、去年の3月もそうでしたし、今年も、春先から田植時期にかけて、竜門ダムがもう底が見えるぐらい水がたまつてない時期があったんですよね。で、年間を通して余っているんでしょうね。でも、季節的にそういうときがあるわけで、農業用優先で、もともと水は使われていたと思うので、その契約内容で、その会社と、少ないときはその利用、恒常に使うんじゃなくて、そういう季節性を持たせた契約もできるのかなってこと、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

渴水期における水の利用というところでございます。

今回、私ども企業局の水利権といいますのが、日量、先ほどお話ししました1万2,000トンというところでございますが、農業用水が約日量で52万トンとお聞きしておりますけれども、工業用水につきましては約3%というオーダーでございます。それに加えまして、渴水時におきましては、基本的にそれぞれ水利権を持っている関係者が集まりまして、節水ですとか、そういったことに取り組んでいくということにしています。かつ、連絡協議会等の中で、そこをお話しさせていただくというところでございます。

今現在、まだ、実際の水の使用はされてないんですけども、なかなかその季節に応じ

て量を変える、料金を変えるというところの契約は難しいのかなと思っておりまして、各利水権者の方々と、そこはお話しして進めていくことになるのかなと思っているところでございます。

○西聖一委員 私は、農家のほうからそういう声を聞くもんですから、そこはちょっときちっとよく説明をしていただいて、理解を求めて、水利権も非常に難しい問題あること分かりますので、そうは言いながらも、JAS Mの必要な水も確保してあげなくちゃいけないんでしょうから、そこはうまくやっていただきたいとお願いいいたします。

○高木健次委員長 ほかにはありませんね。
——なければ、これで企業局及び病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月27日月曜日午前10時に開会し、午前に県警本部、水道局及び各種委員会等の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長